

事務連絡  
平成23年7月22日

各都道府県衛生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

がん診療連携拠点病院における院内がん登録に係る  
ステージ定義の変更について

がん対策の推進につきましては、かねてよりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録については、「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式に係る改正について」（平成18年9月7日付け健総発第0907001号総務課長通知）において定義した病期分類が、先般、改訂されたことから、平成24年1月以降の診断症例より、「治療前のステージ（主要5部位）」の項目に用いる分類を、別紙のとおり、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんについてはUICC TNM悪性腫瘍の分類（第6版）から同（第7版）に、肝がんについては原発性肝癌取扱い規約（第4版）から同（第5版）に変更することとしたので、ご承知おきいただくとともに、がん診療連携拠点病院への周知をお願い申し上げます。

なお、変更内容の詳細等については、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターより、がん診療連携拠点病院に直接送付さるので、その旨、併せてがん診療連携拠点病院へ周知いただくようお願い申し上げます。

（照会先）

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

担当 室長補佐 高岡（内）2945

主査 吉本（内）4605

TEL（代表）:03-5253-1111

E-mail yoshimoto-masayo@mhlw.go.jp

## がん診療連携拠点病院における院内がん登録に係るステージ定義の変更（詳細）

## 1. 変更の背景

「UICC TNM 悪性腫瘍の分類」は、平成 21（2009）年 11 月に刊行され、米国においては翌平成 22（2010）年 1 月より採用されている。肺、胃、大腸、乳がんについては、いずれも癌腫がその分類の対象となっている。

また、「原発性肝癌取扱い規約」は、平成 20（2008）年 2 月に第 5 版が刊行された。平成 21（2009）年 6 月に治療効果判定基準が改訂され、第 5 版補訂版として刊行されており、病期分類についての異同はない。進行度分類（ステージ）については、肝細胞癌と肝内胆管癌がその対象となっている。

このため、項目番号 141「診断日」が平成 24（2012）年 1 月 1 日以降の症例については、項目番号 231「治療前のステージ（主要 5 部位）」を肺、胃、大腸、乳腺については UICC 第 7 版に、肝については取扱い規約第 5 版の分類を用いることとする。

## 2. 新旧対照表

	改正前	改正後
項目番号	231	231
項目名	治療前のステージ(主要5部位)	治療前のステージ(主要5部位)
定義	治療前のステージに関しては、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんについては UICC TNM 悪性腫瘍の分類( <u>第 6 版</u> )を用い、肝がんについては原発性肝癌取扱い規約( <u>第 4 版</u> )による分類を用いる。	治療前のステージに関しては、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんについては UICC TNM 悪性腫瘍の分類( <u>第 7 版</u> )を用い、肝がんについては原発性肝癌取扱い規約( <u>第 5 版</u> )による分類を用いる。 <u>なお、UICC TNM 悪性腫瘍分類では「癌腫」を、原発性肝癌取扱い規約では「肝細胞癌および肝内胆管癌」をその対象とする。</u>

本変更の対象は、項目番号 141「診断日」が平成 24(2012)年 1 月 1 日以降の症例とする。